

1 訪問型サービス（独自） サービスコード表

※洞爺湖町介護予防訪問介護相当サービス R4.10.1

訪問型サービス

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算 定 項 目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 （独自）【Ⅰ】	事業対象者、要支援1・2（週1回程度）	1,176	1月につき
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,176 単位	1,055	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2（週1回程度）	39	1日につき
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		39 単位	35	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 （独自）【Ⅱ】	事業対象者、要支援1・2（週2回程度）	2,349	1月につき
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,349 単位	2,108	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2（週2回程度）	77	1日につき
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77 単位	69	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 （独自）【Ⅲ】	事業対象者、要支援2（週2回を超える程度）	3,727	1月につき
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,727 単位	3,344	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2（週2回を超える程度）	123	1日につき
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		123 単位	110	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 （独自）【Ⅳ】	事業対象者、要支援1・2（週1回程度）	268	1回につき
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで 268 単位	240	
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 （独自）【Ⅴ】	事業対象者、要支援1・2（週2回程度）	272	
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで 272 単位	244	
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 （独自）【Ⅵ】	事業対象者、要支援2（週2回を超える程度）	287	
A2 2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで 287 単位	257	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 （独自） （短時間サービス）	事業対象者、要支援1・2（20分未満）	167	
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき22回まで 167 単位	149	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位 加算	200 1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位 加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位 加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能	(3) で算定した単位数の90%	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能	(3) で算定した単位数の80%	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000	
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		訪問型サービス費のイからトまでについて 所定単位数の 1/1000	

色分けルール

水色 ⇒ 新設・黄色又は赤字 ⇒ 変更・灰色 ⇒ 廃止

- ※1 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。
- ※2 ※1 以外の項目は、支給限度額管理の対象の算定項目。
- ※3 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を1とする。
- ※4 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能。
- ※5 令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイからトまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。
- ※6 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。